

番号	2③
項目	<p>泊を伴う行事で、22 時以降に正規の勤務時間が割り振られており、その時間帯を行った場合については夜間勤務手当が支給されることになっている。正規の勤務時間の説明を求める。</p>
<p>(回答)</p> <p>ご要求の件につきまして、22 時以降に正規の勤務時間が割り振られており、その時間帯に勤務を行った場合については、夜間勤務手当を支給できるものとなっております。今後につきましても、国や他の自治体の状況を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 給与・厚生担当